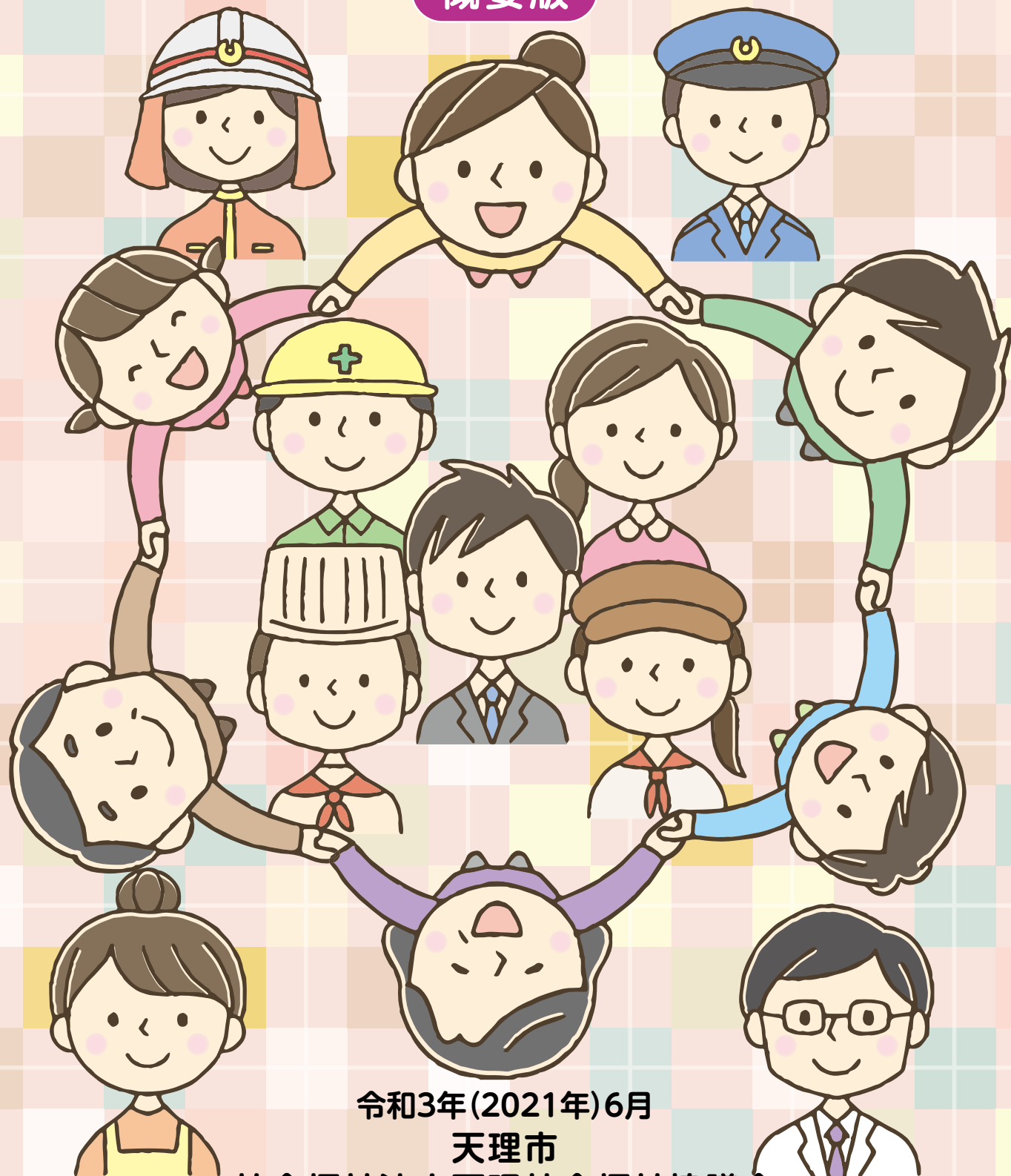


天理市地域福祉計画 地域福祉活動計画

概要版



令和3年(2021年)6月

天理市

社会福祉法人天理社会福祉協議会



計画策定にあたって

趣旨と背景

急速な少子高齢化に伴い、支援を必要とする人が増加していることに加えて、生活困窮や8050問題、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の増加など、地域生活課題の多様化・複雑化が進んでいます。

これからの福祉は、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となり、ボランティアや民生委員・児童委員、NPO、専門職、事業者等、さまざまな関係者が地域におけるネットワークを形成し、互いに支え合うことが必要です。

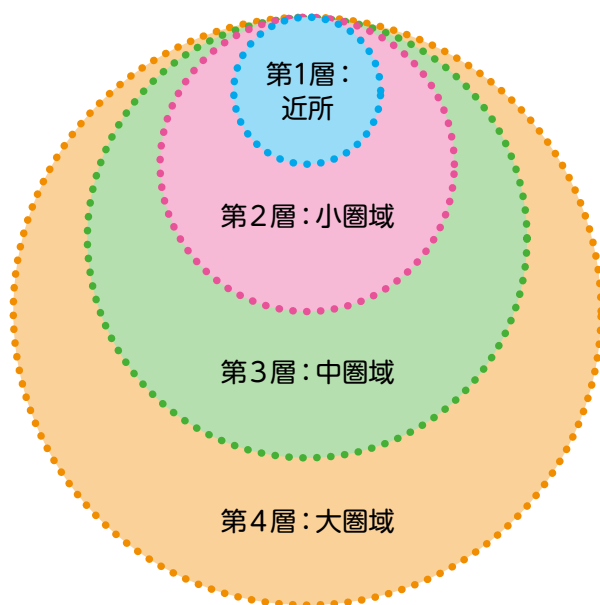
地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現していくためには、住民自身による「自助」、地域住民がお互いに助け合う「互助・共助」、行政などが取り組む「公助」、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要となります。

計画の性格

この計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とし、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

地域福祉活動圏域

地域福祉活動は、それぞれの階層に応じた機能や役割が求められます。



【第1層：近所】

近所付き合いを通じて、お互いの変化や異変に気づき、災害などの緊急時には助け合う関係が期待されます。

【第2層：小圏域】

町内会や自治会、長寿会、自主防災組織等、日常の活動や交流の中で、お互いの変化や求めていることへの気づきが期待されます。

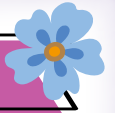
【第3層：中圏域】

公民館や小学校等を拠点とした組織的な自治活動や福祉活動を行い、地域での課題の把握や解決への試みが期待されます。

【第4層：大圏域】

市全体にわたる基幹的な相談支援機関など、専門的かつ複合的な課題への対応を行い、包括的な相談支援体制の構築を推進します。





地域福祉を取り巻く課題

- ひとり暮らし・核家族化の増加、自治会加入者の減少
- 住民の「地域」への関心の低下による、地域内交流の減少
- 地域活動への住民参加の減少、活動者の高齢化や固定化

地域における住民や団体同士の連携の希薄化により“地域力”の低下がみられます。

- 急速な少子高齢化による介護や支援を要する人の増加（15年後の2035年には約3人に1人が高齢者に）
- 人口減少による介護や支援を要する人を支える人の不足

包括的支援体制を強化し、「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

- 地域内の子どもを持つ家庭の減少による子育て家庭の孤立（子育て家庭の交流の場や機会の確保、相談や情報入手のしやすさが求められています）
- 住民の地域生活課題の多様化（独居高齢者、引きこもり、生きづらさを抱えた人など）

世代等を超えた複雑多様な地域生活課題に対応していくことが求められています。

- 地域活動（公民館活動）の次代の担い手不足
- 会組織自体の存続に向けた人材確保、リーダーの育成
- 組織間での活動内容の把握・共有の不足

定期的に情報共有や意見交換ができる場など、各活動の連携・充実の必要があります。

- 災害時に支援や介助が必要な人の増加
- 新型コロナウイルス感染症の自粛要請による地域活動の停滞（必要な取組を継続していくための取組みの検討）

見守り活動等を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。



計画の基本理念

誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理

市民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、家族、友人、知人とのつながりを大切に、地域住民がともに支え合い、助け合いながら、社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができるまちをめざします。

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ

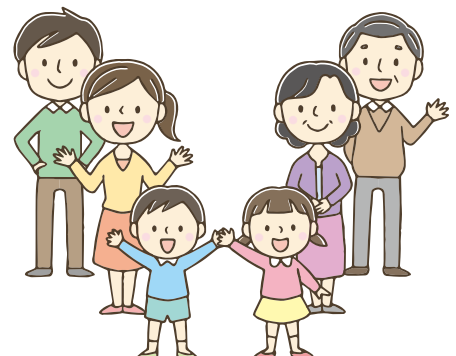
みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

基本目標Ⅱ

暮らしを支える地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

基本目標Ⅲ

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）



基本目標 I みんなで支え合う地域福祉の推進



地域住民として、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

支え合う気持ちの醸成と人材育成

- 家庭、地域、学校等が連携した福祉教育や交流等を通じて、思いやりの心を育みます。
- 講座や研修等を通じて地域資源である人材を掘り起こし、リーダーを育成していきます。
- 地域活動に関して、SNSを活用してPRするなど、協働・連携して取り組んでいきます。



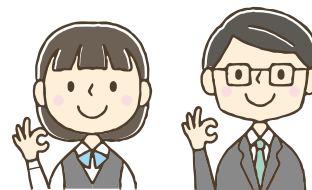
地域活動に参加することで、支え合いの輪を広げていきましょう

広報紙やSNS等を活用し、積極的に情報発信していきましょう

自分ができることから、ボランティア活動をはじめましょう

地域支え合い活動の充実

- 福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進めていきます。
- 身近なところからコミュニケーションを図ることができるよう、住民の居場所づくりを進めていきます。
- 地域の子どもから高齢者まで年代を問わず交流できる場づくりを推進します。



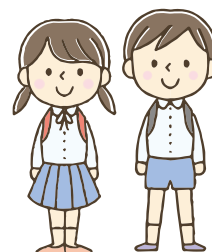
声かけ、見守りにより、援護が必要な人の異変に気がきましょう

地域で行われている支え合い活動に関心を持ち、参加しましょう

地域福祉の居場所を必要としている人に紹介しましょう

地域福祉を支える団体との協働

- 各団体が連携しながら地域住民との交流を促進できるよう支援します。
- 支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるよう、住民や地域に対して積極的にPRし、理解、協力を求めていきます。



	令和6年度に…
地域の通いの場の数	56か所
子育て支援拠点利用者数	19,000人
放課後等の教育活動への延べ参加者数	2,000件

基本目標Ⅱ 暮らしを支える地域福祉施策の推進



相談窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながら、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

包括的な相談窓口、支援体制の整備《重点項目》

- 複合的な生活課題を抱える人や世帯に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談窓口が連携を図り、多機関の協働による包括的な相談支援体制などについて、「総合福祉会議（仮）」で協議していきます。
- 生活困窮という課題を抱える地域住民が、課題を解決し、地域の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるよう支援していきます。



みんなも
取り組もう！

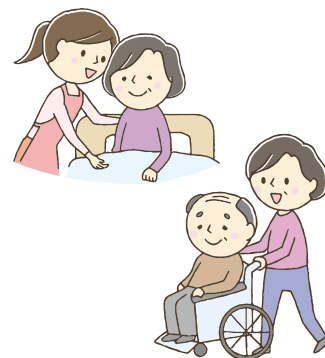
困ったときは相談窓口
に相談しましょう

困っている人がいたら、
声をかけて相談するよう
に勧めましょう

となり近所の声かけや
見守り活動によりニーズ
を見つけ、地域で手助
けしましょう

地域包括ケアシステムの構築

- 介護予防や生活支援、在宅医療に係る相談等、それぞれの関係者と連携し、複合的な課題に対しても対応できる体制を築きます。



市民の権利を守る体制の推進

- 関係者と連携し、複合的な課題にも対応できる体制を築きます。
- 成年後見制度は、すべての市民が安心して生活を送るために非常に重要な制度であるため、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進します。
- 支援ネットワークの構築について、福祉分野の横断的な課題を話し合う「総合福祉会議（仮）」で協議していきます。

みんなも
取り組もう！

判断能力の低下に伴う
支援が必要な人がいた
ら、相談しましょう

各種福祉サービス等に
ついて知識を深めましょ
う

虐待の疑いがあった場
合は、小さなことでもす
ぐに相談しましょう

この数値
をめざし
ます！

地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や
仕組みが充実していると思う市民の割合

令和6年度に…

35.0%



誰もが住みやすく、出かけやすいまちの実現に努めるとともに、災害や犯罪、交通事故に備え、地域の防災体制を強化し、地域の防犯力の向上を図ることで、安心安全な生活環境づくりを推進します。

誰もが地域に出やすい環境の整備

- すべての市民が万遍なく情報入手できるよう、それぞれの特性に応じた効果的な情報発信を行い、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)向上の取組を進めます。
- 安心して外出、移動できるような環境を整備していきます。
- 公共施設や民間施設にユニバーサルデザイン*を積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。



広報紙等をよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう

インターネットや情報通信機器を活用しましょう

情報発信の際には、誰もが利用しやすい工夫に取り組みましょう

*ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

安心・安全な生活環境づくり

- いざという時に地域の力で救助や避難ができるよう、防災訓練や災害に備えた体制づくりに取り組みます。
- 一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみによる防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。



防災訓練に積極的に参加しましょう

子どもの安全を守る見守り活動等に積極的に取り組みましょう

日頃から地域で、高齢者や子どもたちを見守りましょう



	令和6年度に…
公共交通機関の利便性が充実していると思う市民の割合	30.0%
自主防災組織数	140件





計画の推進に向けて

一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があるため、広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

また、住民に身近な地域において福祉活動に取り組む人たちが連携を強めることによって問題の早期発見・早期解決を行うとともに、市圏域においては、福祉関係機関や福祉施設、関係課などが互いに協力し合う体制を整備するなど、福祉のネットワークを充実していきます。

《市民・地域、事業者、社会福祉協議会、市の役割》

市民・地域	<ul style="list-style-type: none">● 日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供者として、サービスの質の確保、事業内容等の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。また、ニーズに基づく新たなサービスの提供と、福祉のまちづくりへの参画が求められています。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">● 地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう機能を強化していきます。
市	<ul style="list-style-type: none">● 公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に適切に利用されるよう、事業者等と協働し、ニーズに応じたサービス提供体制の整備を行います。地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供などの環境整備を行います。



天理市で設置している主な相談窓口



相談項目や相談窓口		相談内容
高齢	介護保険相談	要支援・要介護認定、介護サービス
	その他高齢者相談	虐待・認知症・権利擁護・介護予防・高齢者福祉サービス
障害	障害者相談	障害福祉サービス
子ども・子育て	包括的な相談	子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」での、妊娠期から子育て期(妊娠・出産・産後・育児)にかかわる包括的な相談
	あかちゃん・こども相談	乳幼児期の子どもの発育発達・離乳食や予防接種など
	のびのび相談	乳幼児期の子どもの発達
	産後ケア	お母さんの心と体のサポート、育児のサポート
	児童虐待に関する相談	母子・家庭児童相談
	教育・特別支援教育相談	子どもの家庭や学校での生活について
子ども・若者	総合的な相談	総合相談窓口「夢てんり」での、ニート・ひきこもり・不登校・高校や大学中退についての相談
女性	女性のためのこころの相談	家族、仕事、子ども、自分自身の生き方など
生活困窮	生活保護の相談	生活保護について
	生活支援相談	生活に困窮している人に対する自立に向けて
健康	健康相談	血圧測定をはじめとする健康について
こころ	こころの相談	精神疾患や精神障害のために困っていることについて
人権	人権相談	生活の中で起こる人権についてのさまざまな悩み
その他	法律相談	法律の知識が必要な問題について
	行政相談	行政機関等に対する意見や要望など
	消費生活相談	購入した商品やサービスへの苦情、通信販売や訪問販売契約のトラブル



令和3年(2021年)6月発行

天理市 健康福祉部 福祉政策課

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605
TEL : 0743-63-1001 FAX : 0743-62-2880

社会福祉法人天理市社会福祉協議会

〒632-0071 天理市田井庄町723番地
TEL : 0743-61-2200 FAX : 0743-69-5201